企業年金基金分割公告

ＴＩＳ企業年金基金は分割の認可を受けたので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第54条の規定に基づき、次のとおり公告します。

1．分割認可年月日　平成25年４月１日
2．分割により設立された基金の名称及び所在地
　ＴＩＳグループ企業年金基金　大阪府吹田市豊津町９番１号
　平成 25 年４月 15 日
　大阪府吹田市豊津町９番１号
　ＴＩＳ企業年金基金
　理事長　稲葉　誠之

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条及び第54条の規定に基づき、次のとおり公告します。

1．基金の名称　ＴＩＳグループ企業年金基金
2．事務所の所在地　大阪府吹田市豊津町９番１号
3．理事長の氏名及び住所　八尾　政範　東京都江東区東陽五丁目29番15号
4．実施事業所の名称及び所在地　ＴＩＳシステムサービス株式会社　愛知県名古屋市中区栄二丁目８番20号、ＴＩＳリース株式会社　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号、ネオアクシス株式会社　東京都江東区木場二丁目17番12号
5．設立認可年月日　平成25年４月１日
6．分割前の基金の名称及び所在地　ＴＩＳ企業年金基金　大阪府吹田市豊津町９番１号
　平成 25 年４月 15 日
　大阪府吹田市豊津町９番１号
　ＴＩＳグループ企業年金基金
　理事長　八尾　政範

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づき、次のとおり公告します。

1．企業年金基金の名称　ＴＩＳ企業年金基金
2．事務所の所在地　大阪府吹田市豊津町９番１号
3．実施事業所の名称及び所在地　ＴＩＳ株式会社　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
4．解散の理由　規約型企業年金への移行
5．本解散は、確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされたもの。
6．確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされた年月日
　平成25年４月１日
　平成 25 年４月 15 日
　大阪府吹田市豊津町９番１号
　ＴＩＳ企業年金基金
　理事長　稲葉　誠之

企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、確定給付企業年金法第89条及び確定給付企業年金法施行令第59条の規定に基づき、次のとおり公告します。

1．清算人氏名　伊藤　恒嘉
2．住所　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
　平成 25 年４月 15 日　ＴＩＳ企業年金基金
　理事長　稲葉　誠之

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、確定給付企業年金法施行令第58条の規定に基づき、次のとおり公告します。

1．企業年金基金の名称　ソラン企業年金基金
2．事務所の所在地　東京都新宿区西新宿六丁目22番１号
3．実施事業所の名称及び所在地　ＴＩＳ株式会社　東京都新宿区西新宿八丁目17番１号
4．解散の理由　規約型企業年金への移行
5．本解散は、確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされたもの。
6．確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされた年月日
　平成25年４月１日
　平成 25 年４月 15 日
　東京都新宿区西新宿六丁目22番１号
　ソラン企業年金基金
　理事長　稲葉　誠之

企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は、確定給付企業年金法第81条第３項の規定により解散の認可があったものとみなされたので、確定給付企業年金法第89条及び確定給付企業年金法施行令第59条の規定に基づき、次のとおり公告します。

1．清算人氏名　濵上　雅博
2．住所　東京都新宿区西新宿六丁目22番１号
　平成 25 年４月 15 日　ソラン企業年金基金
　理事長　稲葉　誠之

公示送達

行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第42条第３項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

平成 25 年４月 15 日
大牟田市固定資産評価審査委員会
委員長　■佛　英輔

1　送達を受けるべき者の住所及び氏名
　千葉県船橋市田喜野井四丁目９―13
　審査請求人　井原　敏行
2　公示事項
　平成24年６月８日に上記審査請求人が提起した固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服についての審査請求に対し、当委員会は平成24年８月28日裁決した。裁決書（固定資産評価審査決定通知書）の謄本は、その送達を受けるべき者に送付することができないため、当委員会において保管し、いつでもこれを交付するから、審査請求人は当委員会に出頭のうえ受領されたい。

官公庁その他

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十五年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年四月五日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲・乙）http://www11.Plala.or.jp/ib/

平成二十五年四月十五日
新潟市中央区天神一丁目一二番地七
（甲）株式会社アイビー企画
代表取締役　金　慶子
新潟市中央区天神一丁目一二番地七
（乙）株式会社アイビー地所
代表取締役　朴　泰鉉

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年三月二十九日
掲載頁　六十頁（号外第六十八号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十五年三月二十九日
掲載頁　六十頁（号外第六十八号）
平成二十五年四月十五日
愛知県小牧市小木東一丁目七番地
（甲）タクトシステム株式会社
代表取締役　大島　久佳
愛知県小牧市小木東一丁目七番地
（乙）タクトレーディング株式会社
代表取締役　大島　久佳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
効力発生日は、平成二十五年五月二十三日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十五年五月二十二日に予定しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十四年七月三十一日
掲載頁　一二六頁（号外第一六五号）
（乙）確定した最終事業年度はありません。
平成二十五年四月十五日
大阪府大阪市淀川区西中島三丁目一二番一
九号
（甲）株式会社イデアプラス
代表取締役　加田　良
大阪府大阪市淀川区西中島三丁目一二番一
九号
（乙）株式会社ＩＰＨｏｌｄｉｎｇｓ
代表取締役　増岡　昌大